

地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会規則 （案）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会条例（平成30年大月市条例第1号）で定めるもののほか、地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定により、その権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- （1）法第28条第1項第1号及び第3号に定める事項の評価に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。